

規則

長野県組織規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成19年 9月13日

長野県知事 村井 仁

長野県規則第35号

長野県組織規則の一部を改正する規則

長野県組織規則（昭和44年長野県規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表第33の危機管理防災課の項の次に次のように加える。

情報政策課	システム 監査指導 主幹	情報システムの適正化に関する事務
-------	--------------------	------------------

附 則

この規則は、平成19年 9月18日から施行する。

行政改革課

技術専門校管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成19年 9月13日

長野県知事 村井 仁

長野県規則第36号

技術専門校管理規則の一部を改正する規則

技術専門校管理規則（昭和44年長野県規則第48号）の一部を次のように改正する。

別表の長野県松本技術専門校の項中

冷凍空調設備科 木材工芸科	2年 1年	を
------------------	----------	---

冷凍空調設備科	2年	に改める。
---------	----	-------

附 則

この規則は、平成20年 4月 1日から施行する。

雇用・人材育成課

告示

長野県告示第448号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項の規定による指定居宅サービス事業者の指定、同法第46条第 1 項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定及び同法第53条第 1 項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定を次のとおり事業所ごとに行いました。

平成19年 9月13日

長野県知事 村井 仁

1 指定居宅サービス事業者

(1) 訪問看護

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
輝き訪問看護ステーション	長野県長野市大字鶴賀権堂町1446番地 3 -101	平成19年 9月 1日

(2) 通所介護

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
ロザリアン川中島	長野県長野市神明180番 2	平成19年 9月 1日
あい介護祥風	長野県駒ヶ根市赤穂1131-1	” ”

(3) 短期入所生活介護

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
シルバーハウスゆめの郷	飯田市松尾代田910番地 - 1	平成19年 9月 1日

(4) 福祉用具貸与

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
リフォームワン株式会社	長野県長野市広田31番地	平成19年 9月 1日
みよし家介護サービス	長野県諏訪市湯の脇 2 丁目 9 番13号	” ”

(5) 特定福祉用具販売

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
リフォームワン株式会社	長野県長野市広田31番地	平成19年 9月 1日
みよし家介護サービス	長野県諏訪市湯の脇 2 丁目 9 番13号	” ”

2 指定居宅介護支援事業者

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
社会福祉法人ハインেসライフ指定居宅介護支援センター	長野県長野市大字南堀3番地1	平成19年9月1日
麻績村社会福祉協議会居宅介護支援事業所	長野県東筑摩郡麻績村麻2787番地	〃 〃

3 指定介護予防サービス事業者

(1) 介護予防訪問看護

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
伊勢宮胃腸外科	長野県長野市伊勢宮一丁目23番1号	平成19年9月1日
輝き訪問看護ステーション	長野県長野市大字鶴賀権堂町1446番地3-101	〃 〃

(2) 介護予防通所介護

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
あい介護祥風	長野県駒ヶ根市赤穂1131-1	平成19年9月1日

(3) 介護予防短期入所生活介護

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
シルバーハウスゆめの郷	飯田市松尾代田910番地-1	平成19年9月1日

(4) 介護予防福祉用具貸与

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
リフォームワン株式会社	長野県長野市広田31番地	平成19年9月1日
みよし家介護サービス	長野県諏訪市湯の脇2丁目9番13号	〃 〃

(5) 特定介護予防福祉用具販売

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
リフォームワン株式会社	長野県長野市広田31番地	平成19年9月1日
みよし家介護サービス	長野県諏訪市湯の脇2丁目9番13号	〃 〃

長寿福祉課

長野県告示第449号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号に規定する指定介護老人福祉施設の指定を、次のとおり行いました。

平成19年9月13日

長野県知事 村井 仁

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
シルバーハウスゆめの郷	飯田市松尾代田910番地-1	平成19年9月1日

長寿福祉課

長野県告示第450号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、指定区域の指定をします。

平成19年9月13日

長野県知事 村井 仁

指 定 区 域	埋立地の区分
上田市殿城字上ノ久保123番1	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。）第12条の31第2号
上田市腰越字深山原山2737番558	規則第12条の31第2号
上田市真田町字四日市6247番1の一部	規則第12条の31第2号

飯田市上郷黒田3840番5の一部	規則第12条の31第2号	東御市大字田中字八名ノ上655番1	規則第12条の31第2号
諏訪市大字上諏訪字角間沢西12968番1の一部	規則第12条の31第2号	南佐久郡南牧村大字海ノ口字樽ノ原2254番4	規則第12条の31第2号
諏訪市大字上諏訪字矢戸倉8516番1、8517番、8518番、8519番、8520番、8521番1、8522番、8523番イ、8523番ロ、8524番、8525番、8526番イ、8526番ロ、8527番、8528番、8529番、8530番、8531番、8532番、8533番、8534番、8535番イ、8535番ロ、8536番イ、8536番ロ、8537番、8538番、8539番1から8539番3まで、8540番、8541番、8542番、8570番1及び8570番11並びに字若狭久保12765番、12766番1、12767番、12769番、12770番、12771番、12772番、12773番、12774番、12775番、12776番、12777番、12778番、12779番、12780番、12781番、12782番1、12782番2、12783番、12784番、12785番、12786番、12787番、12788番、12789番、12790番、12791番、12792番、12793番、12794番、12795番、12796番、12797番、12798番、12798番2、12799番及び12800番	規則第12条の31第2号	北佐久郡軽井沢町大字発地957番105の一部及び1140番2の一部	規則第12条の31第2号
須坂市大字米子字硯原1204番の一部、1205番の一部、1206番、1207番1の一部、1207番2、1208番2、1208番3、1209番、1210番、1211番及び1212番1並びに字乃たの沢1253番ハの一部	規則第12条の31第2号	小県郡青木村大字田沢字横入1269番11	規則第12条の31第2号
伊那市福島字原1979番329の一部及び1979番330の一部	規則第12条の31第2号	諏訪郡下諏訪町字砥澤口3034番イ、3035番イ、3035番2、3036番イ、3037番イ及び3037番ロ	規則第12条の31第2号
中野市大字七瀬字街渠325番1、325番2及び327番1	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「令」という。)第13条の2第2号	諏訪郡下諏訪町字町屋敷2254番イ、2254番ロ、2258番ロ、2259番1、2259番4及び2259番5	規則第12条の31第2号
大町市大町8293番1の一部	令第13条の2第2号	下伊那郡松川町大島483番30、483番33、487番1及び487番5	規則第12条の31第2号
大町市八坂8806番イの一部	規則第12条の31第2号	下伊那郡高森町山吹2347番	規則第12条の31第2号
大町市美麻6826番1	規則第12条の31第2号	下伊那郡阿南町北条3621番の一部及び西条821番2	規則第12条の31第2号
茅野市北山字下原6858番1、6858番5から6858番8まで、6870番1から6870番3まで、6871番1、6872番1、6872番2、6872番5から6872番7まで、6875番1、6875番2及び6876番ロ、字北大塩道6878番、6904番1、6904番2、6905番3、6906番、6910番1及び6910番2並びに字姥ヶ懐6877番1、6879番1、6894番1から6894番3まで、6896番、6897番1、6897番2、6903番1、6903番2、6909番ロ、6911番1から6911番4まで、6912番1から6912番5まで、6913番1、6913番3から6913番6まで、6913番8から6913番14まで、6915番1、6915番2及び6915番6から6915番8まで	規則第12条の31第2号	下伊那郡清内路村769番1の一部	規則第12条の31第2号
茅野市湖東字臼久保63番1から63番3まで	規則第12条の31第2号	下伊那郡阿智村浪合1192番956及び1192番959	規則第12条の31第2号
佐久市望月2114番1の一部及び2114番5の一部	規則第12条の31第2号	下伊那郡下條村陸沢1960番2の一部、1960番4の一部、2087番1の一部及び2087番3の一部	規則第12条の31第2号
		下伊那郡天龍村平岡309番35の一部	規則第12条の31第2号
		下伊那郡大鹿村大字大河原4340番の一部	規則第12条の31第2号
		木曾郡大桑村大字須原1626番9及び1626番27の一部	規則第12条の31第2号
		上高井郡高山村大字牧字科の木2194番への一部	規則第12条の31第2号
		下高井郡野沢温泉村大字前坂字宝里林8616番	規則第12条の31第2号
		上水内郡信州新町大字上条481番の一部及び479番4の一部	規則第12条の31第2号
		上水内郡信濃町大字野尻字下山桑2553番3の一部及び2610番3の一部	規則第12条の31第2号

廃棄物対策課

長野県告示第451号

知事が所管する中小企業等協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合をいう。）に関して同法及び中小企業等協同組合法施行規則（平成19年内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号）の規定に基づき行政庁が定めることとされている事項については、中小企業等協同組合法施行規程（平成19年金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第1号）の規定の例によります。

平成19年9月13日

長野県知事 村井 仁

産業政策課

長野県告示第452号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成19年9月13日

長野県知事 村井 仁

- 1 解除に係る保安林の所在場所
佐久市田口字榊山209の1（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
 - 3 解除の理由
指定理由の消滅
- 〔次の図〕は、省略し、その図面を長野県林務部森林整備課及び佐久市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林整備課

長野県告示第453号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成19年9月13日

長野県知事 村井 仁

- 1 解除に係る保安林の所在場所
南佐久郡川上村大字原779の32から779の36まで
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

森林整備課

長野県告示第454号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成19年9月13日

長野県知事 村井 仁

- 1 解除に係る保安林の所在場所
北安曇郡小谷村大字中小谷字袖山丙8289の1（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
 - 3 解除の理由
指定理由の消滅
- 〔次の図〕は、省略し、その図面を長野県林務部森林整備課及び小谷村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林整備課

長野県告示第455号

松本市長から、次のとおり公共測量を実施する旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成19年9月13日

長野県知事 村井 仁

- 1 作業種類
公共測量（松本市基本図修正）
- 2 作業期間
平成19年9月10日から平成20年3月10日まで
- 3 作業地域
松本市中南部地域

土木政策課

長野県告示第456号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成19年9月27日まで、長野県土木部道路管理課及び長野県南佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成19年9月13日

長野県知事 村井 仁

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 141号
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
南佐久郡南牧村大字海ノ口字カクラの下1395番の2地先から南佐久郡南牧村大字海ノ口字ウッ沢1379番の2地先まで	旧	14.5～38.1 m	0.3895 km
同 上	新	14.5～53.8	0.3895

道路管理課

長野県告示第457号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成19年9月27日まで、長野県土木部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成19年9月13日

長野県知事 村井 仁

- 1 (1) 道路の種類 一般国道
 (2) 路線名 141号
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
佐久市三塚字宮添81番の4地先から 佐久市三塚字横田45番の5地先まで	旧	m 25.0~38.0	km 0.1770
同 上	新	25.0~38.0	0.1770

- 2 (1) 道路の種類 一般国道
 (2) 路線名 462号
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
佐久市三塚字宮添81番の4地先から 佐久市三塚字横田45番の5地先まで	旧	m 25.0~38.0	km 0.1770
同 上	新	25.0~38.0	0.1770

- 3 (1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 東部望月線
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
佐久市望月字極楽坂37番の11地先から 佐久市望月字長坂1498番の22地先まで	旧	m 8.5~17.0	km 0.1301
同 上	新	10.0~18.0	0.1301

道路管理課

長野県告示第458号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成19年9月27日まで、長野県土木部道路管理課及び長野県飯山建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成19年9月13日

長野県知事 村井 仁

- 1 (1) 道路の種類 一般国道
 (2) 路線名 292号
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
飯山市大字富倉字沢道1678番の1地先から 飯山市大字富倉字沢道1632番の1地先まで	旧	m 7.0~25.4	km 0.7495
同 上	新	14.6~72.8	0.7495

- 2 (1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 上越飯山線
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
飯山市大字一山字田茂木平725番の42地先から 飯山市大字一山字田茂木平725番の65地先まで	旧	m 12.0~19.0	km 0.0550
同 上	新	23.8~41.2	0.0550

道路管理課

長野県告示第459号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成19年9月27日まで、長野県土木部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成19年9月13日

長野県知事 村井 仁

- 1 (1) 路線名 141号
 (2) 供用を開始する区間
 佐久市三塚字宮添81番の4地先から
 佐久市三塚字横田45番の5地先まで
 (3) 供用を開始する期日 平成19年9月13日

- 2 (1) 路線名 462号
 (2) 供用を開始する区間
 佐久市三塚字宮添81番の4地先から
 佐久市三塚字横田45番の5地先まで
 (3) 供用を開始する期日 平成19年9月13日

- 3 (1) 路線名 東部望月線
 (2) 供用を開始する区間
 佐久市望月字極楽坂37番の11地先から

佐久市望月字長坂1498番の22地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成19年 9月13日

道路管理課

長野県告示第460号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成19年9月27日まで、長野県土木部道路管理課及び長野県飯山建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成19年 9月13日

長野県知事 村井 仁

1(1) 路線名 292号

(2) 供用を開始する区間

飯山市大字富倉字沢道1678番の1地先から

飯山市大字富倉字沢道1632番の1地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成19年 9月13日

2(1) 路線名 上越飯山線

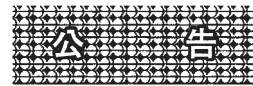
(2) 供用を開始する区間

飯山市大字一山字田茂木平725番の42地先から

飯山市大字一山字田茂木平725番の65地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成19年 9月13日

道路管理課



公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成19年 9月13日

長野県知事 村井 仁

1 申請のあった年月日

平成19年 8月14日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人諏訪市セーリング協会

3 代表者の氏名

横山 真

4 主たる事務所の所在地

諏訪市沖田町二丁目43番地2

5 定款に記載された目的

この法人は、諏訪湖を利用してセーリングスポーツを親しむ人達、あるいはこれから同スポーツに参加しようとする人達等に対し、同スポーツへ参加する機会を与えるとともに継続的な活動を行うための支援に関する事業等を行い、セーリングスポーツの普及・振興と、安全知識の普及に寄与するとともに、活動への参加を通して諏訪湖の環境保全や環境整備に関する意識啓発を行うことを目的とする。

NPO活動推進課

公告

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次の成果を認証しました。

平成19年 9月13日

長野県知事 村井 仁

調査を行った者の名称	成果の名称	調査を行った期間	調査を行った地域	認証年月日
上水内郡飯綱町	地籍簿及び地籍図	平成16年度から平成18年度まで	上水内郡飯綱町大字倉井の一部	平成19年9月13日
下伊那郡天龍村	地籍簿及び地籍図	平成17年度から平成18年度まで	下伊那郡天龍村神原の一部	平成19年9月13日
南佐久郡佐久穂町	地籍簿及び地籍図	平成17年度から平成18年度まで	南佐久郡佐久穂町大字上の一部	平成19年9月13日

農地整備課